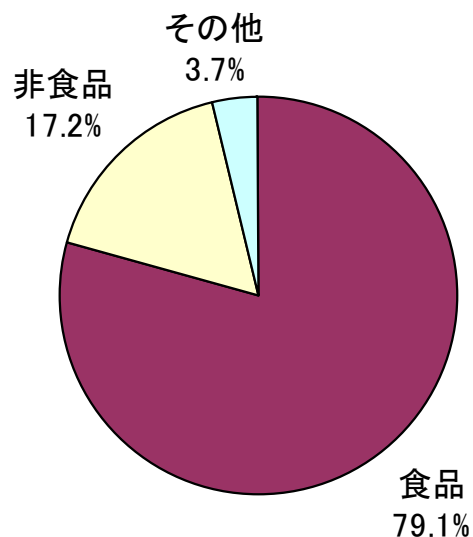


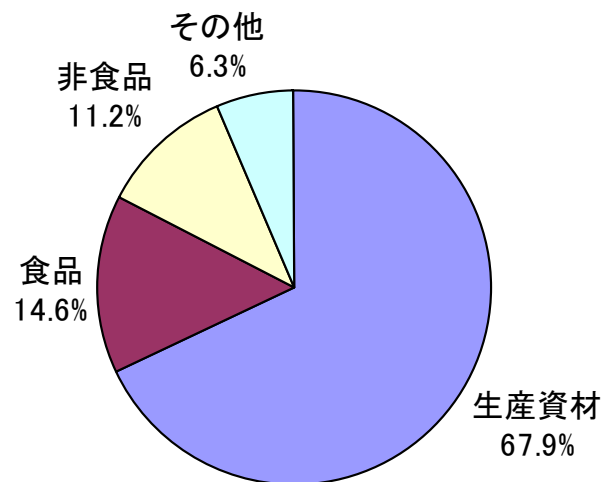
地域購買生協と総合農協の取扱商品の比較

○主として購買事業を行う地域生協（地域購買生協）と、総合農協の購買事業における取扱商品を比較すると、生協は、食品が約8割(79.1%)を占めている。一方、農協は、生産資材が約7割(67.9%)を占めており、食品は1割強(14.6%)にすぎない。

＜地域購買生協＞



＜総合農協＞



（上段：億円、下段：%）

		合計				
		生産資材	食品	非食品	その他	
地域購買生協	供給高	23,749	0	18,785	4,086	877
	構成比	100.0	0.0	79.1	17.2	3.7
総合農協の 購買事業	供給高	35,253	23,921	5,148	3,952	2,232
	構成比	100.0	67.9	14.6	11.2	6.3

（注） 地域購買生協の対象は日本生活協同組合連合会会員の地域生協155組合。

総合農協の対象は913組合。

「生産資材」…肥料・農薬・飼料・農業機械・燃料・自動車など

資料 地域購買生協は日本生活協同組合連合会「2004年度生協の経営統計」、総合農協は農林水産省「平成16年度 総合農協統計表」

員外利用規制について

ご議論を踏まえての検討

○ 農協は、准組合員として、各農協の区域に居住する者が加入できる点と員外利用規制の関係をどう考えるか

○ 農業協同組合においては、正組合員たる農業者がなければ組合は成立しないこととなっているため、その地区は農村を中心とする。

○ また、農業生産力の増進等を目的としており、購買事業における取扱商品は、生産資材が約7割。

○ 中小企業協同組合法の事業協同組合においては、商業、工業、鉱業、サービス業等を行う小規模事業者で、一般消費者は加入することができない。

○ 生協は、「一定の地域又は職域における人と人との結合」であり、一般消費者の相互扶助組織。農協とは異なり、購買事業における取扱商品は食品を中心とした消費財であり、展開地域も広域である。

○ 員外利用の禁止・許可制度は、農協等の他の協同組合と異なる、このような生協の特質を踏まえ、中小商工業者との関係から設けられた規制。

○ 員外利用の禁止・許可制度を撤廃し、定款に定めれば許可なく組合員の利用分量の一定割合まで員外利用を可能とすることは、一般小売業等との相違を曖昧にしてしまうのではないか。

対応案

○ 員外利用の禁止・許可制度(員外利用は原則として禁止されており、一定の場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができないとする制度)を引き続き維持することとしてはどうか。

○ 行政庁の許可により員外利用が例外的に認められる場合については、法令上、個別具体的に限定して定めることとしてはどうか。
また、生協が社会に貢献することが求められている現状を踏まえ、現行の離島、へき地等で生協以外に利用できる施設が存在しない場合のほか、合理的な理由があるものを追加してはどうか。

○ 併せて、行政庁の許可により員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定めることとしてはどうか。その場合、組合員の利用分量の100分の20を原則としてはどうか。

購買事業

区域に関する規制(県域規制)

前回までに事務局が提案した方向性

- 一定の範囲に限って、都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できるようにしてはどうか。
(例:主たる事務所の所在地である都道府県の接続都府県まで)



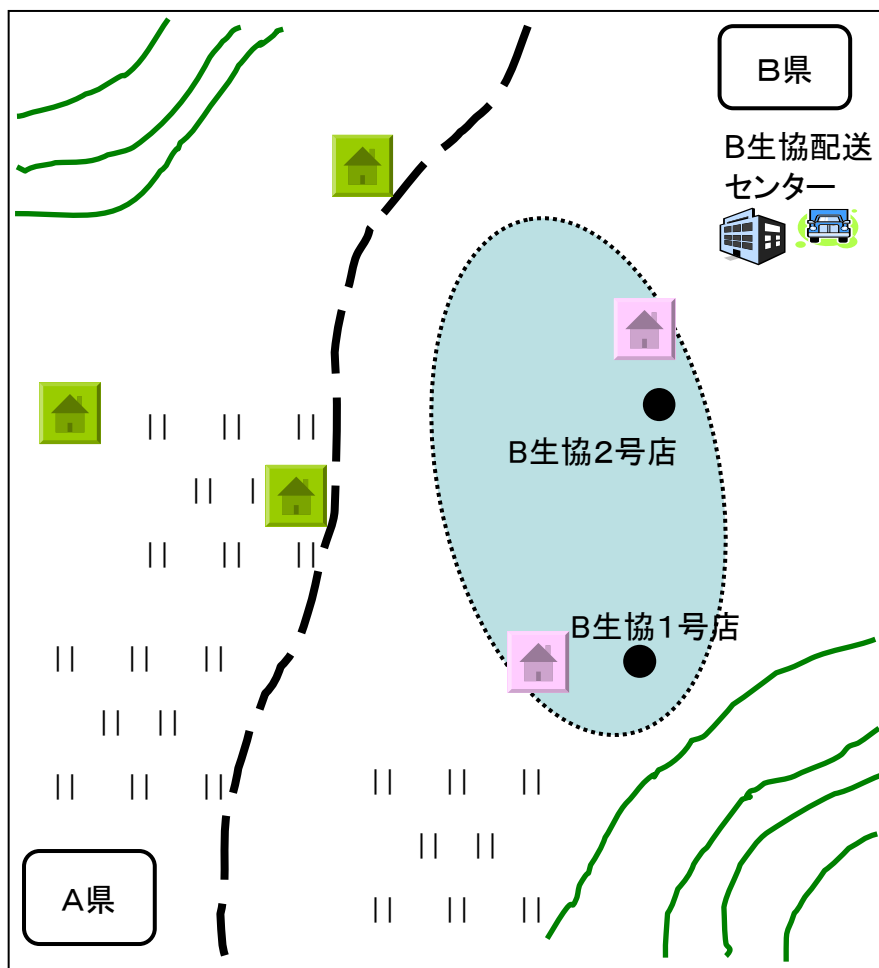
県境問題

○道路整備、モータリゼーションの進展、都市の広域化に伴い、県境を越えて生活圏が拡大した中で、県域規制を緩和して、
連接都府県まで区域設定を可能とすることにより、

- ・A県住民が、利用の便がよい場所にB生協店舗があるが、他県生協のため利用できない
- ・逆に、県境付近の立地条件のよいところに店舗を出店しても、同一生活圏内のすべての住民を事業実施の対象とできない
(配送の便がよい場所に配送センターを設けた場合も同様)

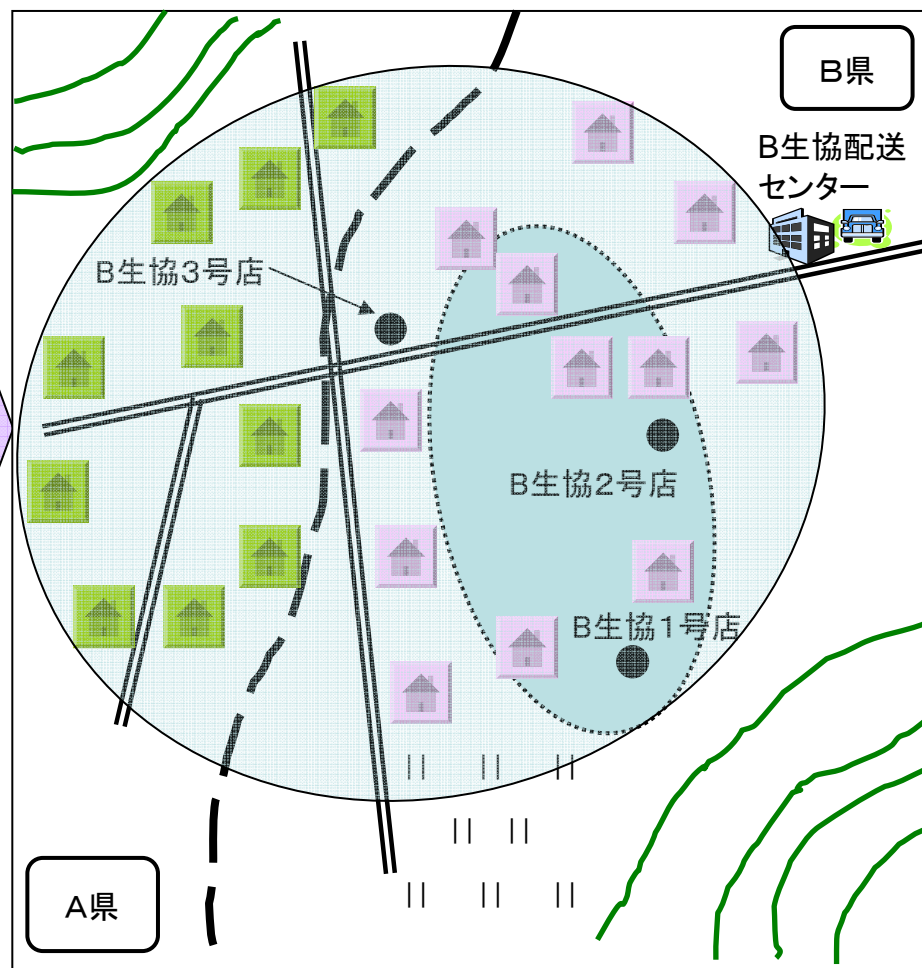
という問題が解消される。

○これにより、組合員の利便性や事業の効率性が高まり、組合員サービスの向上等に資することができる。



県境

生活圏の
変化・拡大



県境